

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第774号)

平成22年4月22日

横情審答申第 774 号

平成 22 年 4 月 22 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成21年9月2日市広報第575号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市民との約束を守らないという、公僕としてあるまじき行為を平気で行う広報課長の保有する公の書類」ほか13件の別添行政文書の開示請求却下決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「市民との約束を守らないという、公僕としてあるまじき行為を平気で行う広報課長の保有する公の書類」ほか13件の別添行政文書の開示請求を却下とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「市民との約束を守らないという、公僕としてあるまじき行為を平気で行う広報課長の保有する公の書類」ほか13件の別添行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成21年2月26日付で行った却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の却下理由説明要旨

本件請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき補正を求めたが、請求者が補正に応じないため、条例第6条第1項第2号に規定する「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載のない不適法な請求として却下したものであり、その理由は次のように要約される。

- (1) 条例第6条第1項第2号の「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」とは、実施機関が開示請求に係る文書を合理的な方法で特定できる程度に具体的な記載をいうと解されており、行政文書の名称又はその内容が具体的に記載していることが必要である。
- (2) 本件異議申立てに係る開示請求は、ある役職にある者を指定してその者の保有する行政文書について開示請求しようとするものであり、このような記載では、行政文書の名称又はその内容が何ら明らかではなく、どのような文書を求めているのか分からないため、請求に係る行政文書（以下「請求対象文書」という。）を特定するに足りる事項の記載とは認められない。
- (3) そこで、平成21年1月27日付で平成21年2月16日を期限として異議申立人（以下「申立人」という。）に対して開示請求書の補正を求めたが、補正回答期限までに具体的な補正がなされず、請求対象文書を特定できなかったことから請求の

却下を決定した。

- (4) なお、補正を求めた後、平成21年2月9日に申立人から特定のための文書リスト提出について要望があったが、その内容は、なお、当該請求が補正を要する特定不十分な請求のままであることを前提として、特定の場所にどのような行政文書があるかについて新たな調査を求めるものであり、条例が予定している補正の参考となる情報の提供の範囲を超えるものと判断し、平成21年2月13日付で要望に応えられない旨を通知した。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のとおりである。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消し、開示請求に真摯に応える決定を求める。
- (2) 実施機関は請求者に対し、補正を求めるのみにとどめ、条例に定められている補正の参考となる情報の提供を怠っているのは明確であり、不当かつ違法である。
- (3) 市民との約束を反故にするような広報課長並びに当該課長を管理監督をもできない上司である広報相談サービス部長が私的かつ職務以外の目的で市有財産であるパソコンや書類を違法に使用している事実を掌握するには、文書名やファイル名を特定できないのは当然である。

5 審査会の判断

(1) 本件処分の経緯について

ア 本件請求は、平成20年12月11日から平成21年1月8日までの間に、開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に、それぞれ次のとおり記載して開示を求めた14件の請求から成っている。

- (ア) 市民活力推進局広報課長の保有するすべての書類及び同課長の使用するパソコンに保存されているすべてのファイル
- (イ) 市民活力推進局広報サービス部長の保有するすべての書類及び同氏の使用するパソコンに保存されているすべてのファイル
- (ウ) 広報課長が保有するすべての公の文書
- (エ) 広報相談サービス部長の保有するすべての公の文書
- (オ) 広報相談サービス部長の保有するすべての公の文書
- (カ) 広報課長が保有するすべての書類

- (キ) 市民との約束を守らないという、公僕としてあるまじき行為を平気で行う広報課長の保有する公の書類
- (ク) 市民からの面談を拒む広報サービス部長が保有する書類
- (ケ) 市民との約束を守らないという公僕として価値感ゼロと言える広報課長の保有する書類
- (コ) 市民活力推進局広報サービス部長が保有する公の書類
- (カ) 広報課長の保有する公の文書
- (シ) 広報サービス部長が保有するデジタルファイル
- (ス) 広報サービス部長が保有する公の書類
- (セ) 広報課長が保有するデジタルファイル

これに対して、実施機関は、開示請求書の記載内容では請求に係る行政文書を特定するに足りる記載とは認められないので申立人に対して補正を求めたにもかかわらず、申立人が補正に応じなかったため、請求対象文書を特定できないとして、本件処分を行っている。

イ 本件処分の経緯について、当審査会において、実施機関から提出された補正の経緯等に係る資料を確認したところ、次のとおりであった。

- (ア) 実施機関は、開示請求書に記載された内容では行政文書の特定ができないとして、平成21年1月27日付の文書で一括して申立人に補正を求めた。
- (イ) 平成21年2月9日、横浜市市民情報センターにおいて、申立人は、実施機関に対して補正の参考となる情報として文書リストの提供を求めた。
- (ウ) 申立人からの文書リストの要望に対して、実施機関は、平成21年2月13日付の文書で、当該要望は特定の場所にどのような行政文書があるかについて新たな調査を求めているものであり、条例が予定している補正の参考となる情報の提供の範囲を超えるものであるとして、要望には応じられない旨の回答を行った。
- (I) これに対して申立人からの応答はなく、申立人は実施機関が補正の回答期限とした平成21年2月16日までに補正を行わなかったため、実施機関は同年2月26日付で本件処分を行った。

(2) 請求対象文書の特定の可否について

条例第6条第1項第2号では、開示請求書には「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないとし、

行政文書を特定して請求すべきことを規定している。行政文書の特定とは、開示請求者がどのような行政文書を請求しているかが明確であって、実施機関の側の相応の努力によって請求に係る文書が他の文書と識別できる程度に明らかにされていることを指すものとして考えられており、横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第117号）で定める開示請求書の様式（第1号様式）では、「行政文書を特定するに足りる事項」を記入すべき欄の名称は「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」とされ、行政文書の名称又は行政文書に記録されている情報の内容を記載することが想定されている。

本件請求は、上記(1)ア(ア)から(セ)までのとおり、特定の課長若しくは部長が保有する文書、特定の課長若しくは部長が保有するデジタルファイル又は特定の課長若しくは部長の使用するパーソナルコンピュータに保存されているファイルの開示を求めたものであるが、そのいずれの請求においても行政文書の名称や情報の内容は示されておらず、その他申立人がどのような行政文書の開示を求めているのかを示す何らの記載も本件の開示請求書には認められない。また、実施機関に確認したところ、申立人が開示請求の際に窓口の担当者に対してどのような行政文書の開示を求めるかを説明しようとしたなどの特段の事情もなかったとのことである。

これらの事情を考慮すると、本件請求は「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載のない形式的不備のある請求であり、請求対象文書を特定できないとする実施機関の主張は妥当である。

(3) 本件処分の妥当性について

条例第6条第2項では、開示請求書の補正を求める場合において、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定しており、このことに関して、申立人は、実施機関は補正の参考となる情報の提供を怠っており不当かつ違法であると主張している。

しかし、申立人は、開示請求書に行政文書の名称や情報の内容、その他申立人がどのような行政文書の開示を求めているのかを示す記載を何ら行わなかっただけでなく、上記(1)イのとおり、実施機関が開示請求書の補正を求めた後も、窓口において実施機関に対して文書リストの提供を求めるのみで、どのような行政文書の開示を求めるのかを自らは明らかにしようとしていない。開示請求者がどのような行政文書の開示を求めるのかを終始明らかにしようしない本件の具体的

状況の下では、申立人にとってどのような情報が参考になるかも判断できないため、実施機関が、申立人に開示請求書の補正を求めるに際して補正の参考となる情報の提供を行うことはおよそ不可能であったというべきである。

以上のことから、実施機関が、本件請求に対して、開示請求書の記載からは請求対象文書を特定できないので申立人に補正を求めたにもかかわらず、申立人がこれに応じなかったとして、本件処分を行ったことは、妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、請求対象文書を特定できないとして本件請求を却下とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別添

- 1 市民活力推進局広報課長の保有するすべての書類及び同課長の使用するパソコンに保存されているすべてのファイル
- 2 市民活力推進局広報サービス部長の保有するすべての書類及び同氏の使用するパソコンに保存されているすべてのファイル
- 3 広報課長が保有するすべての公の文書
- 4 広報相談サービス部長の保有するすべての公の文書
- 5 広報相談サービス部長の保有するすべての公の文書
- 6 広報課長が保有するすべての書類
- 7 市民との約束を守らないという、公僕としてあるまじき行為を平気で行う広報課長の保有する公の書類
- 8 市民からの面談を拒む広報サービス部長が保有する書類
- 9 市民との約束を守らないという公僕として価値感ゼロと言える広報課長の保有する書類
- 10 市民活力推進局広報サービス部長が保有する公の書類
- 11 広報課長の保有する公の文書
- 12 広報サービス部長が保有するデジタルファイル
- 13 広報サービス部長が保有する公の書類
- 14 広報課長が保有するデジタルファイル

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年9月2日	・実施機関から諮問書及び却下理由説明書を受理
平成21年9月10日 (第152回第一部会) 平成21年9月29日 (第156回第二部会) 平成21年10月16日 (第88回第三部会)	・諮問の報告
平成21年12月10日 (第158回第一部会)	・審議
平成22年1月14日 (第159回第一部会)	・審議
平成22年1月28日 (第160回第一部会)	・審議
平成22年2月10日 (第161回第一部会)	・審議
平成22年2月25日 (第162回第一部会)	・審議
平成22年3月25日 (第163回第一部会)	・審議
平成22年4月8日 (第164回第一部会)	・審議